

報告事項 3

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和 3 年度事業報告書

(令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日)

1. 事業概要

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の不動産に関する専門的な知識と能力を結集し、国民の不動産の表示に関する権利の明確化や不動産取引の円滑化のために、公共事業を中心に適正かつ迅速な処理に寄与する活動を行いました。

いまだに新型コロナウイルス拡大が続いていますが、人数を制限しての会議は開かれるようになってきました。一方でオンラインでの研修会も開催されており、状況に応じて適切な会務運営が求められてると感じています。

嘱託業務においては不在地主や遠方居住者の存在、ウイルス感染の憂慮といった立会確認のしにくい状況が続いていますが、当協会が社会と国民から信頼される組織であり続けるため、適切な業務処理を実施しました。

2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第 6 3 条に基づき設立した、当協会の目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を達成するため、次の活動を実施しました。

イ. 公共嘱託登記に係る受託事業

不動産取引の円滑化のために、各官公署から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を能力と組織力を活かし適正かつ迅速な処理を行いました。

本年度は、官公署の嘱託登記業務を 7 9 件受託し、業務を完了しました。

ロ. 地図整備の促進に係る受託事業

不動産の現状がどのような形状でどのような区画になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となります。県内の登記所備付地図においては都市部の市街化地区に未整備の地域がまだあり、不動産取引や公共事業を行う際には境界確認のために多くの費用と時間を要しています。不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化を推進するために、地図作成作業を多数の社員が組織的に処理をし、不動産の境界に関する問題を官民一体となって解決する事で不特定多数の人々の利益に貢献しました。

本年度は登記所備付地図作成作業として、青森市三内地区において一筆地調査・測量業務を行い、0. 5 3 km² 1 7 6 2 筆の地図が整備されました。なお、筆界未定地は 3 筆となっています。また、春からは弘前市豊原地区において作業を行っていますが、マスクを着用感染防止対策のうえ立会を行っています。

ハ. 登記基準点設置事業

新設基準点として十和田市内に3級基準点を20点設置しました。成果についてはホームページ上で確認できます。

ヘリサイン基準点設置に関しては八戸市の防災ハザードマップに沿って計画することを確認し、協議を続けています。

ニ. 基準点点検測量事業

当協会が行った地図整備作業で設置された基準点について、点検測量を行いました。観測したのは、平成25年に設置された青森市新城平岡地区の基準点8点であり、結果をホームページで公開しました。この点は令和元年にも点検測量をしていますので、再点検を続けることで地図の精度が維持されていることを確認することができます。

ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の未登記建物物件において、官公署と協議の上、協会が自主的に建物表題登記を行い権利の明確化に寄与することを目的としました。今年度は、弘前消防署西分署の建物表題登記を行いました。

ヘ. 境界標埋設事業

登記所備付地図作成作業において3014点の境界標を自主設置しました。これは全体の53%を占めており、既設境界標と簡易境界標を合わせると92%の境界点を現地で確認することができるようになりました。これにより、不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化に大きく寄与することができました。

ト. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

令和4年6月10日、青森市アピオあおもりにおいて登記測量研修会を開催しました。新型コロナウイルス感染対策をしたうえで、集合形式での開催としました。演題は「土地境界確定の法的効力と成果品の証拠能力〜ウィズコロナ時代と人口減少時代を見据えて〜」とし、講師に弁護士の寶金敏明氏を招いて、事前に募集した質問に回答するパネリスト形式で行いました。参加者は官公署職員40名、土地家屋調査士30名、一般1名の合計71名でした。

チ. 登記の現状に関する情報提供

当協会として報告を行う案件はありませんでした。

3. その他

イ. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、他県の公嘱協会との連絡協議会は現地参加とWeb参加の併用で行いました。

地図作成作業では遠隔地居住者の現地立会を必須とせず、写真郵送による確認も行いました。

ロ. 地図作成作業において作業状況の共有を行い、事故防止に努めました。